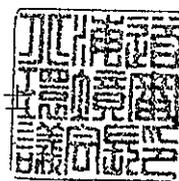


環 境 審 第 2 6 号

令和2年(2020年)11月20日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道環境審議会 会長 中村 太



温泉法の規定に基づく許可申請について(答申)

令和2年(2020年)11月18日付け食衛第899号で諮問がありました
このことについて、別添のとおり答申します。

許可の条件及び付帯意見の詳細

○許可条件

- A 掘削中に可燃性天然ガスの噴出又はその兆候を確認した場合には直ちに工事を中止し、北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課に報告すること。
- B 動力装置後、影響試験指針に基づく既存源泉との影響試験を行い、北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課に試験結果を報告すること。
- C 影響試験の結果、既存源泉への影響が見られた場合は、影響のない範囲まで揚湯量を縮減すること。

○付帯意見詳細

①揚水量等の管理

温泉の保護と適正利用の観点から、流量計、温度計、水位計及び圧力計等の設置を計画し、源泉の揚水状態を記録するなどして、自主管理を行うよう指導すること。

②防災上の注意等

掘削中、孔内の洗浄中、揚湯試験及び噴出試験中に、可燃性天然ガス等が確認された場合、噴出には十分注意すること。また、温泉水に可燃性天然ガスが付随する可能性が高いことから必要に応じた設備の設置を計画するとともに、揚水試験時に付随ガスが確認された場合には、ガス量の測定と成分分析及び可燃性メタンガスの濃度の測定を必ず実施するよう指導すること。

③周辺への騒音等の注意

当該地域は住宅地であり、掘削(増掘・動力装置の設置)を行う際には騒音、振動に十分注意するよう指導すること。

④影響試験等の実施

動力装置許可申請の際には、揚水試験・影響試験指針に基づく揚水試験の実施のほか、自己源泉を含む既存源泉との影響試験についても、十分な試験を行うよう指導すること。

⑤利用計画

利用計画量については確約されたものではない旨を伝えるとともに、温泉の保護と適正利用の観点から利用計画量の縮減に努めるよう指導すること。

⑥附近源泉の同意等

同意が得られていない附近源泉の所有者または採取者から同意を得るよう、引き続き努力するよう指導すること。

⑦動力装置申請時の揚水量等の管理

温泉の保護と適正利用の観点から、流量計、温度計、水位計及び圧力計等の設置を計画し、源泉の揚水状態を記録するなどして、自主管理を行うよう指導すること。

⑧ガス対策

温泉水に可燃性天然ガスが付随していることから、温泉利用計画にあたっては、源泉所有者(源泉利用者)として、ガス対策については十分に注意するよう指導すること。

⑨モニタリングの実施

既存源泉への影響判断のためのモニタリングを十分に実施するよう指導すること。また、モニタリング結果については、その評価結果を加えて北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課に報告するよう指導すること。

⑩温泉への影響の報告

モニタリング調査等において、温泉に影響を与える可能性を示すデータが得られた場合は、速やかに北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課に報告するとともに、原因に係る調査を実施するよう指導すること。

⑪噴出試験の報告等

噴出試験の実施に当たっては、試験の実施日、噴出等の期間、方法及び噴出量等の規模等の計画を事前に北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課へ連絡するとともに、試験の結果にその評価を加え、報告するよう指導すること。

⑫関係者間の合意形成

開発計画や温泉モニタリング等の各種調査や噴出試験等に係る情報について、自治体、地域住民、温泉事業者などの関係者間で情報共有を図るとともに、現時点での調査結果や知見に基づいて、今後の進め方等を協議するなど、関係者の理解と合意形成に努めるよう指導すること。